

一宮浄化センター施設改修工事に係る訴訟上の和解手続きについて

市が平成27年度に発注した、標記の施設改修工事の工事費用支払いを巡って工業者から提訴されていた件について、岡山地裁から、市は工業者に対し1億7000万円を支払うこと、という和解案が提示されたことを受け、和解に向けた手続きを進めています。

1 工事の概要

- 契約名…岡山市一宮浄化センター施設改修工事（北区一宮地内）
- 契約日…平成27年12月17日
- 契約相手方…水^{すいんぐ}kingエンジニアリング株式会社西日本支店(大阪市淀川区)
- 工期…平成27年12月17日～平成31年3月31日
(変更後工期:令和3年6月30日)
- 契約金額…3,342,600,000円(税込)
- 契約区分…性能発注方式^(※1)
- 工事内容…老朽化した施設の更新

し尿等処理した処理水を公共下水道へ放流するための放流管の敷設

(※1)性能発注方式…発注者が必要とする性能を示し、受注者はその性能を満たすものを提案し設計・施工する方式。発注者の求める性能を満たせば、基本、受注者の裁量で施工が可能

2 経緯

- 平成28年8月頃 市が当初参考で示した放流管ルートが施工困難であると判明し、放流地点・放流管ルートの変更及び工期延長の必要が生じた
- 平成29年2月頃 相手方から設計変更の要求あり
市は「当工事は性能発注方式のため、当初の契約金額の範囲内で対応すべきもの」と主張(工事完了まで協議を継続)
- 平成31年3月15日 変更契約(工期の変更)を締結 ※変更後工期:令和3年6月30日
- 令和3年6月16日 追加費用について合意に達しないまま工事が完了
- 令和3年6月28日 相手方が、岡山県建設工事紛争審査会に対し、追加費用について調停の申請を行った
- 令和4年8月5日 審理の結果、合意の見込みがないとの理由で、調停が打切られた
- 令和4年8月15日 相手方が、岡山地方裁判所に請負代金等請求事件として訴状を提出
(請求金額は約2億9千万円)

3 令和6年2月27日に岡山地裁から提示された和解(案)について

■主な内容

- 岡山市は、相手方に対し、本件解決金として1億7千万円の支払義務があることを認める。

■主な理由

- 放流管ルートが変更となったことは、岡山市が主張する「当初の施工条件の範囲内」とは言えず、設計変更の対象であり、岡山市は必要な費用を負担すべきである。
- 27 か月の工期延長は、主に放流管ルート変更に起因するものであり、必要な費用は、一部相手方にも責任はあるが、岡山市が負担すべきである。
- 必要な費用は、公共工事の積算基準をもとに算定した金額とする。

4 和解に応じようとする理由

市が工事発注時に仕様書に盛り込んだ放流管のルート図は、性能発注という考え方にに基づき、参考ルート図として添付したものであり、工事の実現可能性を十分に精査していないものでした。相手方は、その参考ルート図で工事を計画したところ、施工ができず、放流管ルートの変更及び工期の変更が必要になったものです。

また、市の主張は、「放流管ルートの確定に必要な関係機関との協議や設計、施工などの作業は、性能発注方式では契約に含まれるもの」であり、相手方の主張は、「参考ルート図から放流管ルートを変更したことで必要となった協議や設計、施工などの作業にかかる追加費用は、市が負担すべきもの」と、主張が異なっていました。しかし、和解案において、市が主張する「性能発注の適用範囲」の解釈が適切ではないという指摘を真摯に受け止め、和解に応じようとするものです。

5 再発防止策

- (1)発注方式、工事内容等を様々な視点でチェックする体制を構築するため、環境局内に設計審査会を新設する。特にプラント部分以外の工事(土木、建築など)を行う場合は、他部局の専門知識を有する技術職員の助言や指摘等を踏まえながら、適切な発注に努める。
- (2)新技術の動向や新しい契約手法などの知識習得のため、外部研修等に積極的に参加する。
- (3)性能発注方式などの特殊な発注方式については、契約手続きを進める上で留意点等を、「契約事務に関する研修」でとりあげるなど効果的な手段を常に検討し、全庁的に周知徹底を図る。

【問い合わせ先】

岡山市 環境施設課 加藤・尾島 直通086-803-1310 内線3980・3982

放流管ルート図

【別紙】



国道180号線

砂川

一宮浄化センター
岡山市北区一宮地内

発注仕様書に参考図として
提示していたルート
(東ルート)

最終的に決定したルート
(西ルート)

笹ヶ瀬川

国道180号(岡山西バイパス)

凡例

- 放流先として検討した下水マンホール

縮尺:1/6000

